

第5号議案

第16回通常総会の招集及び開催について

(案)

定款第17条第2項の規定に基づき、第16回通常総会を招集、開催し、以下の目的事項について付議、報告する。

(1) 開催日時

2023年6月7日(水) 午前10時30分

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

※以下の事項を実施する。

- ・来場を前提としない形で開催するものとし、インターネット中継を行う。
- ・総会前日までに議決権行使を行っていただくようお願いする。
- ・議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答する。

(3) 目的事項

<議決事項>

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2022年度事業報告書の件
- 第3号議案 2022年度決算の件
- 第4号議案 役員選任の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2023年5月15日(月)(招集通知は別紙のとおり)

以 上

【添付資料】

別紙：第16回通常総会招集ご通知

別紙

第16回通常総会 招集ご通知

2023年6月7日

電力広域的運営推進機関

2023年5月15日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 大山力

第16回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第16回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、前回に続きましてご来場を前提としない形で開催するものとし、インターネット中継を行いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、前回と同様、議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2023年6月6日（火曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2023年6月7日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

- ・本総会は、前回に続きましてご来場を前提としない形で開催するものとし、インターネット中継を行います。
- ・また、総会当日のご来場に関しては、連絡事項がございますので、事前にご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ・詳細は、本機関ウェブサイト (<https://www.occto.or.jp/>) にてお知らせ申し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2022年度事業報告書の件
- 第3号議案 2022年度決算の件
- 第4号議案 役員選任の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

以上

-
1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2023年5月29日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト (<https://www.occto.or.jp/>) でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第2号議案 2022年度事業報告書の件

2022年度事業報告書について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。
本事業報告書に関しては、別紙5の電気事業法第28条の5 1第2項に基づく本機関
監事の意見書を頂いております。

第3号議案 2022年度決算の件

2022年度決算について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。
本決算に関しては、別紙5の電気事業法第28条の51第2項に基づく本機関監事の
意見書を頂いております。

第4号議案 役員選任の件

理事土方教久及び監事古城春実は、2023年6月末日をもって任期満了となります。
また、本機関理事であった内藤淳一は、2023年3月末に退任いたしました。

これらに伴い、役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

1. 理事候補者

氏名	現職
土方 教久 (ひじかた のりひさ)	電力広域的運営推進機関 理事 (再任)
田山 幸彦 (たやま ゆきひこ)	電力広域的運営推進機関 参与

2. 監事 (非常勤) 候補者

氏名	現職
古城 春実 (こじょう はるみ)	電力広域的運営推進機関 監事 (再任) 桜坂法律事務所 代表パートナー (弁護士)

3. 役員として選任しようとする年月日

令和5年 7月 1日

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
<p>土方 教久 (60歳)</p>	<p>【最終出身校】 1986年 3月 東京大学工学部卒業</p> <p>【略歴】 1986年 4月 東京ガス(株)入社 2002年 1月 (株)エネット出向 2006年 4月 東京ガス(株) エネルギーソリューション事業部 企画部長 2007年 4月 同社 総合エネルギー事業部 企画部長 2009年 4月 同社 エネルギー企画部エネルギー計画グループ マネージャー 2014年 4月 (一財)コージェネレーション・エネルギー高度利用センター出向 (専務理事) 2017年 4月 東京ガス用地開発(株)出向 (代表取締役社長) 2019年 4月 東京ガス不動産(株)出向 (常務取締役) 2021年 4月 電力広域的運営推進機関出向 (企画部長) 2021年 7月 電力広域的運営推進機関 理事</p>
<p>田山 幸彦 (57歳)</p>	<p>【最終学歴】 1990年 3月 早稲田大学大学院 理工学研究科</p> <p>【略歴】 1990年 4月 東京電力(株)入社 2014年 6月 同社 パワーグリッド・カンパニー パワーグリッドサービス部 ネットワークサービスセンター 所長 2016年 4月 東京電力パワーグリッド(株) パワーグリッドサービス部 ネットワークサービスセンター 所長 2018年 4月 同社 系統運用部長 2021年 6月 同社 執行役員 系統運用部長 2023年 3月 電力広域的運営推進機関 参与</p>

2. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
古城 春実 (73歳)	<p>【最終出身校】 1974年 3月 東京大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 1976年 4月 最高裁判所司法研修修了 弁護士登録</p> <p>1983年 6月 米国ヴァージニア大学ロースクール修了 (LL.M.) 2001年 4月 任官 (判事・東京高等裁判所知的財産権部) 2005年 3月 退官 2005年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 坂井・三村法律事務所加入</p> <p>2015年 1月 桜坂法律事務所設立 代表パートナー 2016年 4月 知財功労賞 (知的財産権制度関係功労者) 受賞 2021年 7月 電力広域的運営推進機関 監事 (非常勤)</p>

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更の件、2022年度事業報告書の件及び2022年度決算の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙4のとおり、変更いたします。なお、本件は2023年5月15日に本機関の臨時理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

<報告事項>

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の51第2項に基づき本機関監事が実施した2022年度に係る監査の結果について別紙5および別紙6のとおり報告いたします。

業務規程の変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更

【該当条文：第10条（変更）】

- ・供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項を除く。）や容量市場の運用管理等を担う「需給計画部」を事務局に置く旨規定するとともに「計画部」を「系統計画部」に名称変更。
- ・容量市場の運用管理を実施する「容量市場センター」を需給計画部に置く旨規定。
- ・新設する「需給計画部」・「容量市場センター」の業務分掌を規定するとともに、「企画部」・「系統計画部」・「運用部」の業務分掌を変更・整理。

2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更

【該当条文：第32条の2、第32条の6、
第32条の19から第32条の23、第32条の34、
第32条の41（変更）
第32条の23の2（新設）
附則（令和2年3月30日）第7条（変更）】

- ・本機関は、必要供給力を提供する電気供給事業者（容量提供事業者）を募集する容量オークションの一つとして、長期脱炭素電源オークションを実施する等規定。
- ・本機関が長期脱炭素電源オークション約定電源に対して実施するアセスメントについて規定。

3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更

【該当条文：第108条（変更）】

- ・本機関は、翌々日における広域予備率を算出し、公表するとともに一

般送配電事業者に通知する旨規定。

4. その他

- ・本機関の需給ひっ迫時の対応態勢の発令者変更等。

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 214 1460 294">平成27年4月1日施行 令和5年4月3日変更</p> <p data-bbox="587 722 985 819">業務規程</p> <p data-bbox="480 1436 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2855 294">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 722 2380 819">業務規程</p> <p data-bbox="1875 1436 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 <u>令和5年4月3日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 (略) 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」(2015年資電部第16号)をいう。 三十一～四十五 (略)		(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 (略) 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」(2015年資電部第16号)をいう。 三十一～四十五 (略)	
(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 (略) (新設) 三 計画部 四～八 (略) 4・5 (略) (新設) 6 (略) 7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。 8 (略)		(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 (略) 三 需給計画部 四 系統計画部 五～九 (略) 4・5 (略) 6 <u>需給計画部に、容量市場センターを置く。</u> 7 (略) 8 各部等並びに <u>容量市場センター</u> 及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。 9 (略)	
別表2-1 組織の業務分掌		別表2-1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	(略)	総務部	(略)
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
(新設)	(新設)	需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理(容量市場センター所管のものを除く。)その他供給能力の確保の促進に関する事項
(新設)	(新設)	容量市場センター	容量市場の運用管理(オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等)
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務	系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ(流通設備の整備計画に関する事項)、系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整	運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
運用部(広域運用センター)	(略)	広域運用センター	(略)
再生可能エネルギー・国際部	(略)	再生可能エネルギー・国際部	(略)
政策調整室	(略)	政策調整室	(略)
紛争解決対応室	(略)	紛争解決対応室	(略)

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
監査室	(略)	監査室	(略)
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア (略)</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</p> <p>(新設)</p>		<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア (略)</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量をリリースする容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</p> <p>三 <u>長期脱炭素電源オークション 長期脱炭素電源オークション募集要綱</u>（第32条の23の2において準用する第32条の12に定める長期脱炭素電源オークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するために実施する入札</p>	
<p>(事業者情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の6 本機関は、<u>送配電等業務指針</u>に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>		<p>(事業者情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の6 本機関は、<u>容量オークションの募集要綱</u>に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(容量確保契約の締結、変更及び解約)</p> <p>第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 容量確保契約の変更又は解約の条件</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。</p>		<p>(容量確保契約の締結、変更、<u>解除</u>及び解約)</p> <p>第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約の条件</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約を行う。</p>	
<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>	<p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更、<u>解除</u>又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約の<u>変更、解除</u>又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>
<p>(追加オークションの実施判断) 第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二 (略) 2～6 (略)</p>	<p>(追加オークションの実施判断) 第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二 (略) 2～6 (略)</p>
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 第32条の12、<u>第32条の14から第32条の20まで(第32条の12第1号アを除く。)</u>の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。 2 (略)</p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 第32条の12 (<u>第32条の12第1号アを除く。)</u>及び第32条の14から第32条の20までの規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える<u>ものとする</u>。 2 (略)</p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 第32条の12 (第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。)及び第32条の16から第32条の20まで (第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。)の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>送配電等業務指針</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 第32条の12 (第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。)及び第32条の16から第32条の20まで (第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。)の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える<u>ものとする</u>。 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>リリースオークション募集要綱</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用</u>) <u>第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。)</u>及び第32条の14から第32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>長期脱炭素電源オークション</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 (略) 3 <u>アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u></p>	<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 (略) 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 <u>容量停止計画の調整状況の確認</u> 実需給年度の2年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等(「以下この号において「容量停止計画」という。)の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることとの確認を行う。 二 <u>契約の締結状況の確認</u> 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者が提供する電源のうち、需給調整市場における商品の要件を満た</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>す機能を有するものについて、当該電源が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員と余力活用に関する契約を締結していることの確認を行う。</u></p> <p>三 <u>実効性テスト結果の確認</u> <u>実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u></p> <p>四 <u>需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認</u> <u>実需給年度中に、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況（需給ひっ迫のおそれの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。</u></p> <p>五 <u>供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までの提供実績の確認</u> <u>容量提供事業者に対し、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までに供給力提供が行われていることの確認を行う。</u></p> <p>六 <u>年間設備利用率の確認</u> <u>長期脱炭素電源オークション募集要綱に定める変動電源により、供給力を提供する事業者に対し長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた最低限満たすべき年間設備利用率を達成していることの確認を行う。</u></p> <p>七 <u>火力電源の脱炭素化の状況の確認</u> <u>長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源について、長期脱炭素電源オークション募集要綱に定めるところにより、容量提供事業者が提出した脱炭素化へのロードマップに基づき、水素又はアンモニア等の利用による脱炭素化に向けた追加投資を行っていることの確認を行う。</u></p> <p>八 <u>火力電源の脱炭素燃料（水素又はアンモニア等）による混焼比率の確認</u> <u>長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源の発電に用いる燃料について、水素又はアンモニア等の比率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。</u></p>
<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。</p> <p>ア 容量確保契約を<u>解約</u>した場合</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。</p> <p>ア 容量確保契約が<u>解除又は解約</u>となった場合</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号<u>アからウまで</u>に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、<u>翌々日</u>、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応)</p> <p>第123条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応)</p> <p>第123条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更前 (変更点に下線)			変更後 (変更点に下線)		
別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織			別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者： <u>総務部</u> を管掌する理事)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長： <u>総務部</u> を管掌する理事)	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者： <u>事務局</u> 長)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長： <u>事務局長</u>)
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 (発令者：理事長)	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 (発令者：理事長)	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)

(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～7 (略)			(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～7 (略)		
別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織			別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 (発令者： <u>総務部</u> を管掌する理事)	警戒本部 (本部長： <u>総務部</u> を管掌する理事)	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 (発令者： <u>事務局</u> 長)	警戒本部 (本部長： <u>事務局長</u>)
次に定める事態が生じ、相当程度	非常態勢	非常災害対応本部	次に定める事態が生じ、相当程度	非常態勢	非常災害対応本部

変更前（変更点に下線）				変更後（変更点に下線）			
の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき	（発令者：理事長）	（本部長：理事長）		の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき	（発令者：理事長）	（本部長：理事長）	
1. 震度6弱以上の地震が発生したとき				1. 震度6弱以上の地震が発生したとき			
2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき				2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき			
3. 大津波警報が発せられたとき				3. 大津波警報が発せられたとき			
4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき			
附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</u> 二 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。）</u> 別表1 （略）				附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>募集要綱に定める安定電源</u> 二 <u>募集要綱に定める変動電源（複数の電源を組み合わせる場合を除く。）</u> 別表1 （略）			

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第108条の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2022年度事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑥ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- ⑦ 卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑧ ⑦に掲げる業務を実施するため、広域系統整備計画を策定すること。
- ⑨ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑩ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑪ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑫ FIT・FIPの交付金の交付並びに納付金の徴収を行うこと。
- ⑬ 太陽光発電パネル解体等積立金の管理を行うこと。
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑮ ①～⑭に掲げる業務のほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- ⑯ 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- ⑰ FIT・FIPに係る入札を実施すること。

3. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2023年3月31日現在の会員数は、1,770事業者である。

(内訳)	一般送配電事業者	:	10事業者
	送電事業者	:	3事業者
	特定送配電事業者	:	38事業者
	小売電気事業者	:	721事業者
	登録特定送配電事業者	:	31事業者
	発電事業者	:	1,069事業者
	特定卸供給事業者	:	45事業者

5. 役員の状況

2023年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	大山 力
理事	岸 敬也
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
理事	土方 教久
理事	榊谷 亨
監事 (非常勤)	古城 春実
監事 (非常勤)	千葉 彰

6. 評議員の状況

2023年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長)
評議員	秋池 玲子	(ボストンコンサルティンググループマネージング・ディレクター&シニア・パートナー)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行常務執行役員リサーチ&コンサルティングユニット長兼サステナビリティ推進担当 (CSu0))
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻教授)
評議員	大石 美奈子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費生活アドバイザー)
評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞東京本社編集委員)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学未来ビジョン研究センター教授)

評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社東京本社論説副委員長)
評議員	村上 政博	(一橋大学名誉教授・昭和女子大学客員教授・TMI 総合法律事務所客員弁護士)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院経済学研究科教授)
評議員	山内 弘隆	(武蔵野大学経営学部特任教授・一般財団法人運輸総合研究所所長)

7. 職員の状況

2023年3月31日現在の職員数は、189名である。

II. 2022年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用等を推進するため、2022年度は次のとおり業務を実施した。

1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

ネットワーク設備の有効活用の観点から、再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と電力ネットワークの整備・維持に必要なコスト低減の両立を図るため、既設の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」のスキーム整理や公表対応などを進めてきた。

また、系統利用ルールの変化を踏まえ系統混雑による電力需給バランスへの影響を評価し、供給信頼度の確保に向けた対応を検討した。

中長期的な社会構造の変化を見据えた需要の想定を行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた電源構成のシナリオを踏まえる形で、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した「広域系統長期方針」（以下「マスタープラン」という。）を策定した。

1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

(1) 供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

2023年度供給計画取りまとめにおいて、各事業者から提出される供給計画を通して、国内の需給バランスを評価するとともに、電源及び流通設備の休廃止等の適切性を確認の上、供給能力の確保を含む安定供給の観点から供給計画における容量市場での落札/非落札電源の動向と諸課題、長期的な電源確保とカーボンニュートラル実現に係る課題、2024年度以降の供給計画の在り方に関する意見を付して、2023年3月30日に経済産業大臣に送付した。

事業者に対して2023年度供給計画に基づく発電機毎の供給力データなどの提供を求めるなど、需給状況の変化に応じて迅速に需給バランス評価や供給力対策の検討を行うための取組を進めた。

また、需給検証とモニタリング業務を計画部から運用部へ移管し、早期に需給状況悪化の兆候を掴み、需給検証から実運用まで統一かつ機動的な供給力対策を取れる体制を構築した。

(2) 需要想定に関する業務並びに夏季及び冬季の電力需給検証

2022年夏季及び冬季の事前及び事後の需給検証を実施するとともに、2023年度の供給計画の取りまとめに向け、需給バランス評価や、調整力公募及び容量市場等の調達量の前提諸元ともなる需要想定について、以下のとおり実施した。

- ・今回の想定に当たり、在宅率の高まりによるロードカーブの変化など、経済・社会構造の変化状況及びそれらの電力需要への影響を踏まえた最大電力需要の想定手法を検証し、その在り方を取りまとめた。
- ・データ分析、ヒアリング及び文献調査により、需要想定的前提となる経済見通しを、新型コロナウイルスの影響等による景気の落ち込みからの回復を踏まえて策定し、2022年11月24日に公表した。
- ・また、全国及び供給区域ごとの需要想定を、供給区域ごとの個別事情や地域特性、主要業種の生産動向などのヒアリング、及び電力需要の用途（家庭用・業務用・産業用）ごとの要因分析による評価を踏まえて策定し、2023年1月25日に公表した。
- ・2021年度冬季及び2022年度夏季の電力需給実績を分析し、電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき2022年度夏季及び冬季の電力需給について検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率を確保できる見通しであることを確認した。

なお、容量市場及び供給計画と整合の取れた供給力評価手法については、夏季及び冬季の電力需給実績の検証並びに端境期への対応を含むEUE算定における諸課題を踏まえて継続検討した。

電力需給モニタリングについては、kWとkWhの両面で実施した。kW面に関しては、2022年度の夏季及び冬季ともに実績を振り返りながら改善を図り、継続して実施することで、評価方法の高度化に向けてデータや実績を蓄積した。

(3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

① マスタープラン

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）」及び「第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）」を踏まえ、広域連系系統に係る将来動向の見通しや、将来の広域系統整備のあるべき姿としての長期展望とその具体化に向けた取組等を取りまとめたマスタープランを策定し、2023年3月29日に公表した。

策定に際しては、再生可能エネルギー余剰時の需要創出といった需要側対策等のシナリオのほか、アデカシー便益等の反映による費用便益評価の高度化を織り込んだ。

②系統利用ルール

「日本版コネクト&マネージ」に関して、2022年7月からのN-1電制の本格適用開始に当たり、必要な規程類を改定するとともにガイドラインを策定した。

ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の適用について、2023年4月よりアクセス検討の受付を開始することとし、必要な規程類を改定した。

また、S+3Eを前提としつつ発電コストの最小化に向け、系統混雑時に発電コストの高い電源から制御する管理手法である再給電方式（一定の順序）の詳細検討を行い、2023年12月までに開始することを公表し、必要な規程類を改定した。

加えて、情報発信活動として、本機関のウェブサイトの「かいせつ電力ネットワーク」サイトにおいてノンファーム型接続と再給電方式に関する解説を公表し、系統利用ルールの理解促進に努めた。

③広域系統整備計画

電力の広域的取引の環境整備や安定供給を着実に実現するため、現在進行中の北海道本州間連系設備、東北東京間連系線及び東京中部間連系設備について定期的に工事進捗を把握した。また、北海道本州間連系設備の今別幹線増強工事並びに東京中部間連系設備の東清水線新設工事及び佐久間東幹線（山線）他の送電線増強工事について、国民負担抑制の観点から費用の妥当性やコスト削減に向けた取組を検証した。

マスタープランに示す増強方策について、国からの要請を踏まえ、早期具体化に向けて東地域（北海道～東北～東京間）及び中西地域（関門連系線、中地域）の計画策定プロセスを開始した。計画策定プロセスを円滑に進めるため、広域系統整備委員会下に作業会を設置し、基本要件等の検討を進めた。また、2022年4月から一般社団法人日本卸電力取引所の値差収益が移管されたことを受け、資金の適正管理のため、電気事業法の規定に基づく区分経理への対応や会計区分ごとの銀行口座開設を行った。

④マスタープランを支える仕組み

新たな託送料金制度における料金審査に向けて、国に対し、一般送配電事業者が策定した設備更新計画における、高経年化設備更新ガイドラインの内容や基本的な考え方との整合性について説明等を行った。また、第二規制期間に向けて、送配電設備の持続的な維持と社会コストの最小化の実現を目指し、高経年化設備更新ガイドラインの高度化に向けた検討を開始した。

さらに、非効率な設備形成を回避するために、整備計画の具体化に向けて併せて取り組むべき事項を整理し、マスタープランに反映した。

（４）効率的なアクセス業務

系統連系希望者から本機関に申込のあった事前相談96件、接続検討73件について系統接続時の負担金や工期等について妥当性の確認を行うとともに、一般電気事業者関連とその他の事業者間で差別的な扱いが行われていないことを確認した。また、電源接続案件一括検討プロセスに関するものを含め、一般送配電事業者及び発電事業者等に対して助言等の支援を行った。

ローカル系統を対象としたノンファーム型接続の開始等を踏まえ、必要となる系統アクセスの手続きの整理や電源接続案件一括検討プロセス（洋上風力占用公募と連動したプロ

セス、発電設備等の休廃止手続きに伴う一括検討プロセスを含む。) の手続きの見直しを行い、必要な規程類を改定した。また、ローカル系統における電源接続案件一括検討プロセスに代わる系統増強スキームの検討を開始した。

系統利用ルールの見直しの進展に伴い、ノンファーム型接続やN-1電制に関する多くの問合せに対して、速やかに回答を行い、系統利用ルールの理解促進に努めた。

(問合せ185件、うち系統利用ルール見直し関連28件)

また、一般送配電事業者が行った接続検討回答に関して、系統アクセスに関する相談サービスに寄せられた相談を受けて、セカンドオピニオンとしての妥当性確認を行い、丁寧に回答を行った。

(相談サービス問合せ25件、うち相談対応5件)

(5) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー大量導入時の電力システムの信頼性や経済性を確保するため、系統に接続される電源が従うべきルールであるグリッドコードを整備することを目的とした「グリッドコード検討会」にて検討審議を行い、以下の対応を実施した。

①系統連系に関わる関連規程の改定

- ・検討会で審議されたフェーズ1個別技術要件を反映した系統連系技術要件について、一般送配電事業者から経済産業省に認可申請を実施し、2023年1月27日に認可を取得した。
- ・系統アクセス手続きで用いる様式集を改定した。

②中長期的な技術要件の検討

- ・2025年前後の要件化を想定したフェーズ2技術要件と2030年前後の要件化を想定したフェーズ3技術要件について、エネルギー基本計画や海外の動向、系統運用の構想、他会議体の動向等を踏まえ、要件化候補を選定した。
- ・フェーズ2技術要件の審議を開始し、電圧変動対策等一部の技術要件について審議を完了した。

1-2. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整 (法第28条の40第1項第8号)

(1) 地域間連系線の管理

2024年度に一次調整力を含めて広域需給調整に移行するため、2023年度までに必要なシステム開発及び広域需給調整の妥当性を評価する仕組みの整備を完了させるべく、2022年度においては以下の取組を実施した。

- ・2022年度からの三次調整力①の商品追加についてはトラブルなく運用開始した。また、運用開始当初の約定状況の確認、評価を実施した。
- ・2024年度に需給調整市場で商品追加される一次調整力、二次調整力①及び②への対応として、三次調整力での運用及び三次調整力②追加時のトラブル実績を踏まえ、最適なシステム開発及び運用への移行が行えるよう、運用者も含めた関係者による詳細仕様検討を行った。
- ・2024年度の広域需給調整運用の本格化に向けて一般送配電事業者が実施するシステム改修について、需給ひっ迫時も含めた調整力の広域活用が実現するよう、一般送配電

事業者とともに具体的な改修内容の検討を行った。

- ・ 2022年度から新インバランス料金制度が開始されたことに伴い、広域予備率・補正料金算定インデックスを円滑に算出、公表していくことが求められたところ、特段の問題なく移行を完了した。一方、一般送配電事業者のシステムトラブル等に伴う補正料金算定インデックスの誤算定が生じた際には、再計算にも迅速に対応した。
- その他、地域間連系線の管理に関し、以下の業務を実施した。

①経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付及び審査

- ・ 経過措置計画及び特定負担計画について、前日翌日市場への入札実績と経過措置計画値の乖離が大きい事象について定期的に監視し、事業者に対する必要な注意喚起を実施した。また、銘柄廃止申請を1件受け付け、処理した。
- ・ 承認電源等の期中の変更申請の審査を5件実施すると共に、定期審査を実施した。

②連系線の運用容量及びマージンの算出、公表

- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出、公表並びに「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の効率的な利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出及び公表した。
- ・ 運用容量の算出にあたって、系統解析ツールによる系統解析を行うとともに、空容量増加による系統利用機会の拡大を図るため、熱容量算定期間の見直しを行い、意見募集を行ったうえで2023年度以降の運用容量算出方法を変更し、2023年度の算出に反映させた。

(2) 作業停止計画の調整

会員から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、実施時期の選定等に当たっては太陽光等再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化を踏まえ、2022年度の月間計画・計画外・緊急時の作業並びに2023年度及び2024年度分の年間計画の調整と承認を行った。また発電事業者側の長期的な予見性確保に資するため、2025年度以降において計画が具体化し、かつ連系線の運用容量に長期間影響を与える件名も併せて公表した。

2022年度から開始された容量停止計画の調整スケジュールや発電制約量の通知方法等について、2022年度の調整実績を踏まえて諸課題を抽出・整理しつつ具体的な対応の見直しを行い、一般送配電事業者と調整の上、作業停止計画調整マニュアル等の変更案作成を進め、2024年度より適用を目指すこととした。

系統混雑を前提とした系統利用の在り方について、ノンファーム型接続適用電源の連系や再給電方式の導入に伴う、作業停止時の混雑管理方法について検討・再整理を実施した。国とも協議しつつ、ノンファーム型接続適用電源の優先抑制を含めた内容の作業停止計画調整マニュアルを作成し、2023年3月15日理事会で決議し、2023年4月3日適用に備えた。

(3) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

日々の安定供給に必要な適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保及び再生可能エネルギーの主力電源化に向けた技術的課題等について、需給調整市場や

容量市場及び足元の需給動向なども踏まえ、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経て、以下のとおり考え方を整理した。

①一般送配電事業者による調整力公募の必要量等の検討

- ・2023年度向け調整力公募における電源Ⅰ及び電源Ⅰ'の必要量の考え方を整理した。また電源Ⅰ-a必要量においては、不等時性を考慮した合成値での必要量算定方法を新たに策定した。
- ・併せて、需給調整市場における調達不足の状況を踏まえ、2022年度向け公募と同様に三次調整力①の一部を調整力公募(年間公募)の電源Ⅰ-bとして予め調達すること、及び電源Ⅰ'の長時間発動について電源Ⅰ'の仕組みが残る2023年度までは契約交渉において長時間発動についての協力依頼を継続する方針を整理した。

②供給信頼度維持のために必要な供給予備力の検討

- ・容量市場の目標調達量算定及び供給計画における需給バランス評価のベースとなる供給信頼度基準の考え方について、課題が顕在化した春季及び秋季における高需要の考慮や電源の計画外停止率の集計方法等の新たな考え方を整理した。
- ・併せて、考え方の整理に合わせ、新たな供給信頼度基準「0.044kWh/kW・年」を策定した。

③沖縄エリアの必要供給予備力及び調整力公募必要量の検討

- ・沖縄エリアの必要予備力(供給信頼度基準)について、電源の運用方法の見直しに伴い、新たな考え方を整理した。
- ・併せて、2023年度向け調整力公募における沖縄エリアの電源Ⅰ-a必要量についても電源の運用方法見直しと整合した新たな考え方を整理した。

④供給信頼度評価における地内系統混雑の影響分析

- ・供給信頼度評価に用いるEUE算定において、地内系統混雑を簡易的に模擬する機能を追加のうえ影響を評価した。
- ・一方で、電源の負荷配分を模擬していない現状のEUE算定手法においては混雑量を精緻には算定できない課題が確認されたことから、供給信頼度評価における地内系統混雑の考慮については検討を継続することとした。

⑤持続的需要変動対応分の必要供給予備力の検討

- ・持続的需要変動の分析について、2021年度に引き続き「持続的需要変動に関する勉強会」を開催した。
- ・新たな分析手法であるDECOMP法における分析条件の設定についての考え方等を整理した。
- ・これまで暫定的に1%とされていた持続的需要変動対応分の必要予備力を2%に見直すとともに、容量市場や供給計画、需給運用における具体的な対応方針を整理した。

⑥再生可能エネルギーの主力電源化に向けた将来断面における調整力及び慣性力の必要量や確保状況の分析

- ・自然変動電源の増加や同期電源の減少を踏まえた将来断面の調整力及び慣性力の必要量等の試算方法を整理した。
- ・広域連系系統のマスタープランシナリオにおける調整力及び慣性力の必要量を試算したうえで、確保可能量や調達コスト等を分析し、定量的な視点で考察した。

- ・また、分析を通じて新たな技術的課題を抽出のうえ、検討の方向性を整理した。
- ⑦三次調整力②必要量の低減に向けた再生可能エネルギーの予測精度向上
 - ・一般送配電事業者や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）事業における気象予測精度向上の取組状況も踏まえつつ、関係者間で情報の共有・連携及び有識者等の意見確認・技術的なブラッシュアップを行うことを目的とし、「太陽光発電における出力予測精度の向上に向けた勉強会 兼 連絡会」を開催した。
 - ・同勉強会での議論も踏まえ、先行事例の他エリア展開を進めること及びNEDO事業の期間中においても技術開発に関する知見やデータ等について一般送配電事業者へ連携していくことなどの方針を整理した。
- ⑧電力需給モニタリング
 - ・kW・kWhの両面の供給力の確保状況等のモニタリングを実施した。
 - ・kWh面では対象事業者や期間の拡大に加え、昨年度実績値との比較や各回の比較を行うことで、情報の有用性を高めた。また、kW面では週間計画をベースとしたリスクケースを評価することで、系統運用面でも早期にリスク判断ができる形で見直しを行った。

（４）需給調整市場

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を確実に維持し、電気を売買する事業者の安定した事業運営に寄与するとともに、需要者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、「需給調整市場検討小委員会」及び「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議を経て、以下の検討及び整理を実施した。

①需給調整市場における残課題への対応

需給調整市場の全商品の詳細設計に関し、一部課題について継続検討を行い、一次調整力の広域調達、二次調整力①の遅れ時間スペックダウン防止策、単体で最低入札量を満たすネガポジリソースの市場参入の在り方、余力活用の考え方について整理した。また、一次調整力および二次調整力①・②に関して、効率的な調達ができるよう必要量の考え方について、方向性を示した。

②三次調整力①に係る詳細設計の見直し

ゲートクローズ以降の誤差に対応する比較的低速な三次調整力①については、今年度から取引を開始したところ、応札不足に起因する調達不足が継続したことから、その要因を分析したうえで、応札不足・調達不足の解消を目指し、取引スケジュールの変更、連系線利用枠の拡大、機器個別計測の導入等の要件緩和、効率的な調達方法について検討した。

③三次調整力②に関する検証及び調達量低減に向けた取組

2022年度の三次調整力②の調達量の妥当性に関する検証及び2023年度の三次調整力②必要量の事前評価を行った。また、三次調整力②の調達量低減に向けた取組として、気象予測の信頼度を考慮したアンサンブル予測による調達の導入およびアンサンブル予測と共同調達の併用等により、2023年度の三次調整力②必要量の推定値として、前年比で1割程度削減する見通しを得た。

④ 系統混雑を考慮した調整力調達の検討

2021年度からノンファーム型接続が開始され、至近において系統混雑が発生する見込みとなったことから、混雑系統における需給調整市場への参加の在り方を検討した。2026年度までの当面においては、混雑の発生する見込みが少なく、その影響が軽微であることが確認できたことから、混雑系統にあるノンファーム型接続のリソースにおいても需給調整市場へ参加可能と整理した。

(5) 需要者スイッチング支援

消費者の円滑な小売電気事業者の選択を実現すべく、スイッチング支援システムについて、小売電気事業者等からの3,829件のシステム利用申込や利用方法等の問合せに迅速に対応し、システム利用の支援を行った。また、小売電気事業者が、スイッチング支援システムと連携するシステムを導入及び変更する際の支援として、47件のシステム連携テスト支援を行った。

2022年8月にハードウェア故障によるシステム障害が一時発生したが、故障部品の交換と機器の再起動により復旧した。再発防止策としてハードウェア機器への設定変更を実施するとともに、運用・保守対応を強化し、また、システム利用者への迅速な情報発信のための連絡体制及び周知方法を再整備した。

さらに、システムの再構築に関しては、老朽化したシステム基盤の保守サポート期限を2023年度まで延長した上で、2023年度中に設備更新を行う計画を策定し、2023年2月に一般競争入札により設備更新を行う事業者を選定した。また、スイッチング支援に関する実務者会議を5回開催し、これら取組状況を共有した。

(6) 系統情報の公表

「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表した。

また、今年度からは新たなシステム（「広域予備率Web公表システム」）による広域ブロック別の需給予想の公表を開始する等、需給情報の発信を強化した。

(7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

本機関は、連系線の 신설及び増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2022年度における広域機関システムの開発及び維持管理について以下の取組を行った。

- ・需給調整市場では2024年度から一次調整力並びに二次調整力①及び②の取扱いが始まることから、地域間連系線への容量登録を既存商品と同様に実施するため、データ連携、調整力管理、運用画面等のシステム要件を検討した。また、新たに翌々日計画を2024年度から順次導入することが決まったことから、事業者が提出する翌々日計画の受付や広域予備率の翌々日断面の算出と公表等のシステム要件について、インバランス単価中央算定システムへの補正料金算定インデックスから広域予備率へのデータ連携への切替え等と併せて検討した。
- ・2030年度にハード及びソフトともに保守期限を迎えることを踏まえ、システムリプ

レースの検討を行った。公平性・透明性の観点から、調達は2025年度に競争入札で実施する方針とし、その前段階として、コスト低減と生産性向上を目的とした調達仕様書及び要件定義書の作成に着手した。また、次期中給システムが同時期に開発されることから、現時点で必要なデータ連携を中心に項目、スケジュール等の調整を行った。

- ・既存システムの維持管理及び保守においては、システムリプレースの検討状況を踏まえつつ、セキュリティ対策を万全とするための侵入検知装置を更新した。さらに、事業者からの計画ファイル等を長期保存するための補助記憶装置の更新に関し、構成の見直しにより機器交換台数を抑制することで費用削減を実現した。

なお、2022年度の発注については、開発内容や工程、開発コストなど、CIOアドバイザー（システム開発の専門家）からの技術的・コスト的な観点からの助言や指導を反映し、品質向上並びに効率性向上を図った。

2. 電力の安定供給のための供給力確保および需給バランス評価

電力の安定供給を実現するため、容量市場の市場管理者として中長期的な供給力の確保や供給計画を通じた需給バランスの評価により、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減等の需要者メリットを実現すべく、2022年度は次のとおり取り組んだ。

2-1. 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）

(1) 容量市場の詳細設計及び運営

容量市場の実効初年度となる2024年度に向けて、実効性テストや容量停止調整等の実需給前業務を実施するとともに、アセスメント、請求及び交付、検証等（2024年度実需給前業務）の準備を行った。また、追加オークション（2023年度）の実施判断に先立つ準備を進めた。このほか、2026年度向けメインオークションの実施など、容量市場の市場管理者として円滑な市場運営に努めるとともに、必要な制度詳細の検討を行った。

具体的には以下のとおり。

①メインオークションの実施

他の制度設計やこれまでのメインオークション実施後の議論等を踏まえて、必要な制度検討及び市場ルールへの反映を行うとともに、メインオークションの一層円滑な実施に向けて効率的な運営体制やシステム等の整備を着実に進め、計画どおり実施した。2026年度向けとなる第3回オークションは、2022年11月に応札を実施し、2023年1月に約定結果の公表を行い、落札事業者と契約書の締結を行った。

②追加オークションの対応

2023年度に実施判断を行う追加オークションについて、詳細制度検討を進めるとともに、募集要綱や業務マニュアル等の整備及び事業者説明会等を行い、確実な実施準備を行った。

③長期脱炭素電源オークション制度導入に向けた対応

2023年度に導入を目指す長期脱炭素電源オークションについて、市場管理者を本機関が担うと整理されたことを踏まえ、制度導入に向けて制度詳細設計及び業務運用設計にかかる検討を行った。

④容量市場システム等の開発

2024年度に始まる実需給業務（アセスメント、請求及び交付）について、詳細制度検討や運営体制の整備を進めるとともに、実需給期間業務に対応する容量市場システムの開発を進めた。また、発動指令電源の実効性テストを行い、その結果評価のためのベースライン等算定ツールの開発や容量停止計画調整ツールの開発を行った。

⑤容量停止計画の調整業務の実施

実需給前業務である実効性テスト業務を予定どおり行い、発動指令電源が提供できる供給力の確認を進めた。また、実需給2年度前に行う容量停止調整業務を予め定められた手順に従って実施した。

⑥広報活動

事業者及び一般向けに、容量市場システムや本機関ホームページやSNSを活用した情報発信を行いつつ、関係各所に出前研修を行うなど、容量市場に関する制度理解促進を図った。また、月平均で約70件以上の問合せに対しても確実に対応した。

(2) 供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

供給計画や電力需給検証の手法に基づく需給バランス評価により、2022年度及び2023年度において、供給力が需要を下回るなど厳しい需給状況となる期間及びエリアが確認されたことから、以下の施策により供給力を追加確保した。

- ・2022年度については、事前に実施した補修調整後でも最低限必要な予備率3%を下回る見通しであったことから、国や事業者と対応を協議し、追加的な供給力を確保した。
- ・2023年度について、2022年9月時点において、必要最低限の予備率3%を確保できていたものの、予備率が3%台となる期間やエリアがあることを確認した。このため、需給両面の変化により厳しい需給状況となるリスクを踏まえ、発電機の補修点検時期の調整に取組み、供給力を追加確保した。

2023年度供給計画の取りまとめ時点において、2023年度の全月、全エリアで供給計画や需給検証に基づき必要となる供給予備率は確保しているものの、東京エリアについて、年間EUEが基準値を超過し、需給検証に基づく猛暑時需要に対する7月の予備率が3.0%となるなど、厳しい需給見通しであることを確認した。

また、電源入札等について、将来、同手段による供給力対策が必要となった際に速やかに対応できることを目指し、具体条件に応じて想定する需給状況や対象とする期間や設備といった基本的な枠組みについて検討した。

3. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1項第1号）

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

複数の計画間の整合性を広域機関システム等にてチェックし、エラーがある場合には、

計画提出者に対し修正及び再提出を求めた。

また、計画と実績の差（インバランス量）を抑制するため、適宜、電力需給や卸電力市場の動向等も考慮に入れつつ、多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては注意喚起やヒアリング（計42者）を行い、改善を求めた。

（2）大規模停電リスクに備えた運用対策

①ブラックアウト定期検証

ブラックアウト発生の可能性の有無についての確認を行い、2019年度に判明したブラックアウトリスク以外に新たなリスクが発生していないことを確認した。具体的には電源配置および流通設備の変化に応じて一般送配電事業者が自己検証したブラックアウトリスクの妥当性とブラックアウト回避のための系統安定化装置の整備状況について国へ報告した。

②ブラックスタート必要台数の検討

ブラックスタート機の必要台数について、N-1設備停止を考慮してもなお現状程度以内の復旧時間を維持するといった信頼度基準の統一的な考え方を整理した。その上で、調達対象ユニット数の精査を実施し、中部及び中国エリアの必要量を見直した。

4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第1項第2号）

（1）電力需給状況改善のための指示

高気温による想定以上の需要増加や太陽光発電の出力減少に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化するおそれがあったため、一般送配電事業者に対し電力を受電する指示を行った。

①東京電力パワーグリッド

6月27日：最大135万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数4回

②東京電力パワーグリッド

6月28日：最大110万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数2回

③東京電力パワーグリッド

6月29日：最大88万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数8回

④東京電力パワーグリッド

6月30日：最大65万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数4回

⑤東京電力パワーグリッド

7月1日：最大60万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、天候状況変化に伴う太陽光出力減少） 指示回数2回

⑥東京電力パワーグリッド

8月2日：最大126万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加、揚水発電所の上池水量回復） 指示回数1回

⑦東京電力パワーグリッド

8月3日：最大72万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数1回

⑧九州電力送配電

9月12日：最大70万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数1回

⑨九州電力送配電

9月13日：最大40万kW（高気温に伴う想定以上の需要増加） 指示回数1回

(2) 下げ調整力不足改善のための長周期広域周波数調整の実施

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、長周期広域周波数調整を行い、再生可能エネルギー発電設備の発生電力を他エリアへ送電した。

①北海道電力ネットワーク 調整回数：12回

②東北電力ネットワーク 調整回数：18回

③中部電力パワーグリッド 調整回数：1回

④中国電力ネットワーク 調整回数：33回

⑤四国電力送配電 調整回数：35回

⑥九州電力送配電 調整回数：75回

(3) 訓練

需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、2022年4月22日に軽負荷期を想定した下げ調整力不足対応訓練、また、同年6月23日、11月24日に重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の検証・公表

北海道、東北、中国、四国、九州(本土及び離島)、沖縄(本島)の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について事後検証を行い、適切性を確認の上、検証結果を公表した。2022年度は、延べ340回(日)の検証を実施し、出力抑制が発生した翌月に取りまとめて公表することにより、法令等に則って適切に出力抑制が行われていたことを明らかにした。また、九州エリアの2021年度の年間を通じて行った出力抑制機会の公平性についても、検証結果を2022年6月に公表することにより、法令等に則って公平に出力抑制が行われていたことを明らかにした。

5. FIT・FIP交付等業務/太陽光パネル廃棄費用積立金管理の適切な実施及びFIT・FIP入札業務(法第28条の40第1項第8号の2、第8号の3及び法第28条の40第2項第2号)

2022年4月から本機関が承継したFIT・FIP制度に関する業務については、業務開始当初から多数の事業者対応、及び多額の費用の取扱いが必要であることから、円滑な業務の立ち上げ及び遂行を確実に実現すべく業務運営体制の整備を行った。また、FIT・FIP制度に係る納付金・交付金算定に当たっては、膨大なデータの取扱いや事業者情報の取扱い等が必要になることから、適正な算定・情報管理を徹底すべくシステム構築等を重点

的に行った上で、業務を開始した。

- ・業務運営体制について、円滑な業務の立ち上げ 及び遂行に当たり専門的な知識が必要であることから、これまでF I T制度に関する業務を行ってきた低炭素投資促進機構から人的リソースを含めて承継を受けることを含め、必要な体制を構築した。また、本機関での長期的かつ安定的な業務運営に向けて業務の標準化を行った。
- ・システム構築について、F I P及び廃棄等費用積立制度の開始に的確に対応するため、必要な機能を精査し、段階的な運用開始（Ⅰ期：2022年7月、Ⅱ期：2022年10月）を行った。当初想定していなかった要件への対応についても、開発に並行してベンダーを始めとした関係各所との連携を密に行う等により計画どおりに進めた。
- ・資金の適正管理のため、電気事業法の規定に基づく区分経理等への対応の必要性や有識者の助言も踏まえ、会計区分ごとの銀行口座開設や経理部門による内部牽制及び確認機能の業務フローへの織込みを行った。
- ・業務移管及び制度開始に伴い事業者対応を強化するため、国と連携してコールセンターを設置するとともに、本機関ウェブサイトを通じてF I T・F I P制度に必要な手続きやF A Qを公表した。

6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を13件受け付け、13件の対応を終了した。

また、2021年度、2022年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

（2）紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

指導・勧告を実施した案件はなかった。

8. 前1.～7.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項第1号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、2022年度は次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ①2021年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動及び停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ②2021年度までの電力系統に関する実績
- ③2021年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④2022年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関

する見通し及び課題

⑤各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2023年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

また、情報収集・発信機能の強化のため、各報告書に収録されたデータをユーザーが分析に活用することができるよう、①から⑤に収録されたデータを年次報告書に係わる諸元データ集として併せて整理し公表した。

（2）調査及び研究

新たな委託調査等を今年度は行っていないが、電気事業に関する技術動向、制度政策等に関する知見向上と、海外関係機関との双方向の関係構築を目指し、海外のエネルギー関係機関との技術懇談等を行った。

（3）災害等への対応

2022年6月に発生した電力需給ひっ迫の対応においては、警戒態勢発令及び需給ひっ迫警戒本部設置等、業務規程及び防災業務計画に基づく対応態勢のもと、電力需給状況の情報収集や国との連携を含め、迅速に対応した。平常時には、これらの対応の結果を踏まえ、更なる実効性向上の観点から、災害対応態勢の見直しや訓練を行うとともに、業務状況に併せて事業継続計画を改定する等、災害対応力の強化に向けた必要な準備を進めた。

特に、西日本に構築したバックアップ運用拠点において、本機関の職員が到着するまでの系統監視等の業務委託先である事業者に対する実技訓練の実施等、有事の対応への備えを強化した。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく指定公共機関であることを踏まえ、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画については、国や関係機関が開催する各種研修会、協議会に係る情報収集及びその関係各所への共有を実施した。

新型コロナウイルス感染症への対応については、対策本部会議を適宜開催し、対応方針について決定する等、電力の安定供給の使命を果たすため、感染拡大防止に資する取組を実施した。

災害復旧にかかる費用を全国大で負担及び費用回収する災害等復旧費用の相互扶助について、計16件の申請案件に係る審査、交付額の決定及び交付金の交付手続を適正に実施するとともに、2023年度以降の災害等扶助拠出金及び災害等扶助交付金の取扱いを整理し、運営委員会で報告した。加えて、災害時連携計画について、各一般送配電事業者から提出を受けた連携事例集等について、関係各所と調整のうえ更新を行った。

9. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第1項第10号）

（1）広報

ウェブサイトを活用し、理事会等の議事録及び資料を随時公表したほか、ウェブ開催した各種委員会の開催状況を録画で配信する等、会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時に会員への指示等対応を行った際は、速やかに公表した。

(融通指示：24回)

夜間や土日祝日等に融通指示等が必要になった場合にも迅速にウェブサイトを更新できるように、ツールを開発して緊急時に備えた。

また、報道機関等からの取材、問合せ対応を随時行うとともに、夏季及び冬季の需給状況の監視に係る取組の報道機関向け説明会を実施した。

さらに、広域機関の業務内容の理解促進のため、紹介動画及びパンフレットの内容を更新し、ウェブサイトにも掲載した。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

消費者が安価な電力を安心して利用できるように、電力の安定供給を担う本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めるべく、以下の区分ごとの取組を実施した。その結果、大規模停電に至るセキュリティ事故発生はゼロであった。

- ①技術的対策：外部攻撃対策、内部不正対策、常時監視等の運用を行った。
- ②物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不審者対策の運用を行った。
- ③人的対策：職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練、セキュリティ自己点検、入関職員への研修会の他、サイバーセキュリティインシデント対応体制の見直し等を実施した。

(3) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入れ及び派遣職員受入れにより業務遂行に必要な要員の確保に努めた。

プロパー職員採用については、専門性をもった職員や契約社員の採用を行い、2022年度も新たに6名が入関した。

大手電力出向者比率の低減を図りつつ、今年度に追加された、電力技術の知見がないと務めることが難しい新たな業務への対応のために専門性を有する出向者を確保した(2022年度末の大手電力出向者比率は55%)。

職員の育成については、引き続き若手職員を対象とした本機関外(関係省庁)への出向や新卒者への各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。加えて、職員が自主的に参加できる内部勉強会やプロパー職員を対象にした電力施設の視察研修などにより電力知識の向上に努めた。

(4) 機能強化に伴う組織運営体制の整備

2022年4月より、本機関の新たな業務として、再生可能エネルギー関連業務等が追加されたため、再生可能エネルギー・国際部の新設、担当理事1名の増員を行った。さらに、資金管理の透明性やガバナンスを一層強化するため、外部専門家の支援を受けつつ、必要な会計プロセス等の洗い出し等を着実に進めた。

これらを踏まえ、2024年度から監査法人による会計監査を導入することとした。2022年度は、導入に向けた環境整備として、ベースとなる会計基準の選定等を行った。併せて資金運用方針の見直しも進め、将来年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金の軽減に努めた。

また、機能強化に伴う人員増加の対応や委員会等の効率的な開催を図るため、執務環境を整備した。

さらに機関内で各部に分散していた情報システム関連業務や要員を集約効率化するために総務部内に「情報システム室」を創設した。

(5) 内部監査によるモニタリング

関係する法令及び諸規程等の規定に則った適正性、中立性及び公平性を検証する業務監査、会計処理及び財務報告の適正性を検証する会計監査、文書管理及び情報管理の適正性を検証する文書・情報管理監査並びに外部委託を活用した重要システムの情報セキュリティ施策に係る内部監査及び監事監査を実施した。

加えて、F I T・F I P制度の交付金等の多額を扱う新たな資金管理業務について、その内部統制の整備状況とともに、資金取引の適正性を重点的に検証した。

10. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

2022年度は、定款の改正を1回（認可日：2022年4月1日）、業務規程の改正を2回（認可日：2022年4月1日、2022年7月5日）、送配電等業務指針の改正を2回（認可日：2022年4月1日、2022年7月5日）実施した。また、2023年4月施行に向け、2023年3月1日に定款、業務規程及び送配電等業務指針の認可申請を行った。主たる改正内容は、以下のとおり。

(1) 本機関の目的追加及び蓄電用の電気工作物の電気事業法上の位置づけ変更に伴う改正

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律（令和4年法律第46号）による電気事業法の改正に伴い、本機関の目的に「供給能力の確保の促進」を明記するとともに、必要に応じて発電設備に関する規定を蓄電設備にも追加的に適用する等、規定を整備した。当該規定に係る定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2023年3月1日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

(2) 配電事業及び特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う改正

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「強靱化法」という。）による電気事業法の改正に伴い、新たに創設された配電事業者及び特定卸供給事業者について、本機関の総会における議決権や会費及び特別会費の扱い等に関する規定を整備するとともに、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に即した内容に規定を整備した。当該規定に係る定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2022年4月1日に経済産業大臣の認可を受け、同日から施行した。

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に関する業務の追加に伴う改正

強靱化法による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正に伴い、本機関が新たに行うこととなった交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する規定を新設した。当該規定に係る定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2022年4月1日に経済産業大臣の認可を受け、同日から施行した。

(4) 計画策定プロセスの検討開始要件に関する改正

将来の電源の開発動向を基に広域連系システムの混雑を把握し費用便益評価を行った結果、システムの混雑を緩和（系統増強）することによる便益が系統増強の費用を上回る場合に本機関は計画策定プロセスを開始する等の計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定を整備した。当該規定に係る業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2022年7月5日に経済産業大臣の認可を受け、同日から施行した。

(5) N-1 電制本格適用に関する改正

一般送配電事業者及び配電事業者が、効率的な設備形成の観点から、N-1 電制装置の設置が適当だと判断した電源に対して、N-1 電制装置の設置を求めることを可能とする等のN-1 電制本格適用に関する規定を新設した。当該規定に係る業務規程及び送配電等業務指針の変更については、2022年7月5日に経済産業大臣の認可を受け、同日から一部施行した。

送配電等業務指針等の策定に際しては、事業者にとって変更点が理解しやすいよう説明資料や、ルールが大幅に変更となるものにはさらに補足資料を作成し、ルールについての理解促進に努めた。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

2022年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

2. 理事会の開催状況

計56回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計4回開催し、都度、議案及び議事録を公表した。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【合計】

【収入】

(単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	8,635,487	8,635,867	380	
会費	18,000	18,380	380	
特別会費	8,617,487	8,617,487	-	
納付金収入	1,735,399	1,461,234	▲ 274,165	
手数料収入	91,829	92,385	556	
退職給付引当金戻入	-	328	328	
その他収入金	-	144,134	144,134	
前年度よりの繰越金	3,610,727	4,574,062	963,335	
合計	14,073,442	14,908,010	834,568	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【合計】

【支出】

(単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	2,366,557	267,008	-	-	2,366,557	1,916,373	450,184	-	
役員給与	1,972,225	216,607	-	-	1,972,225	1,617,094	355,131	-	
その他人件費	394,332	50,400	-	-	394,332	299,278	95,054	-	
租税公課	6,280	1,925	-	1	6,281	5,017	1,264	-	
固定資産関係費	7,324,024	1,370,912	-	39,950	7,363,974	5,378,381	1,985,593	-	
有形固定資産取得費	726,080	110,216	-	▲ 92,250	633,830	485,294	148,536	-	
無形固定資産取得費	6,588,904	734,760	-	90,800	6,679,704	4,843,070	1,836,634	-	
修繕費用	9,040	18,558	-	41,000	50,040	49,655	385	-	
その他固定資産関係費	-	507,377	-	400	400	360	40	-	
運営費	3,930,335	1,053,463	-	▲ 40,126	3,890,209	3,252,382	637,827	-	
支払利息	36,339	23,654	-	175	36,514	26,836	9,678	-	
予備費	409,907	385,275	-	-	409,907	-	409,907	-	
合計	14,073,442	3,102,239	-	-	14,073,442	10,578,991	3,494,451	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【広域系統整備交付金交付業務勘定】

【収入】

(単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	-	-	-	
会費	-	-	-	
特別会費	-	-	-	
退職給付引当金戻入	-	-	-	
その他収入金	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	-	-	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) < - >の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 >の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【広域系統整備交付金交付業務勘定】

【支出】

(単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	
役職員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	
租税公課	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産取得費	-	-	-	-	-	-	-	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	-	-	-	-	-	-	-	-	
支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) < - >の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 >の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定】

【収入】 (単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
納付金収入	1,515,419	1,437,236	▲ 78,183	
その他収入金	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	1,515,419	1,437,236	▲ 78,183	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定】

【支出】 (単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	108,541	-	-	-	108,541	70,843	37,698	-	
役職員給与	100,815	-	-	-	100,815	63,167	37,648	-	
其他人件費	7,726	-	-	-	7,726	7,676	50	-	
租税公課	840	-	-	-	840	356	484	-	
固定資産関係費	1,060,098	-	-	39,400	1,099,498	1,095,733	3,765	-	
有形固定資産取得費	91,682	-	-	▲ 91,000	682	-	682	-	
無形固定資産取得費	968,403	-	-	130,000	1,098,403	1,095,373	3,030	-	
修繕費用	13	-	-	-	13	-	13	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	400	400	360	40	-	
運営費	345,940	-	-	▲ 39,500	306,440	270,212	36,228	-	
支払利息	-	-	-	100	100	89	11	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1,515,419	-	-	-	1,515,419	1,437,236	78,183	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【解体等積立金管理業務勘定】

【収入】 (単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
納付金収入	219,980	23,998	▲ 195,982	
その他収入金	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	219,980	23,998	▲ 195,982	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【解体等積立金管理業務勘定】

【支出】 (単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	15,756	-	-	-	15,756	15,636	120	-	
役職員給与	14,634	-	-	-	14,634	14,578	56	-	
その他人件費	1,122	-	-	-	1,122	1,057	65	-	
租税公課	122	-	-	-	122	1	121	-	
固定資産関係費	153,885	-	-	-	153,885	464	153,421	-	
有形固定資産取得費	13,309	-	-	-	13,309	-	13,309	-	
無形固定資産取得費	140,574	-	-	-	140,574	464	140,110	-	
修繕費用	2	-	-	-	2	-	2	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	50,217	-	-	▲ 30	50,187	7,869	42,318	-	
支払利息	-	-	-	30	30	26	4	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	219,980	-	-	-	219,980	23,998	195,982	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【収入】

(単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	28,508	24,737	▲ 3,771	
会費	60	51	▲ 9	
特別会費	28,448	24,685	▲ 3,763	
退職給付引当金戻入	-	-	-	
その他収入金	-	-	-	
前年度よりの繰越金	11,920	-	▲ 11,920	
合計	40,428	24,737	▲ 15,691	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【災害等扶助交付金交付業務勘定】

【支出】

(単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	14,201	2,800	-	-	14,201	13,616	585	-	
役職員給与	11,834	2,296	-	-	11,834	11,499	335	-	
その他人件費	2,367	503	-	-	2,367	2,116	251	-	
租税公課	-	-	-	1	1	1	-	-	
固定資産関係費	-	-	-	550	550	545	5	-	
有形固定資産取得費	-	-	-	250	250	248	2	-	
無形固定資産取得費	-	-	-	300	300	296	4	-	
修繕費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	25,049	21,096	-	▲ 571	24,478	10,557	13,921	-	
支払利息	-	-	-	20	20	17	3	-	
予備費	1,178	1,391	-	-	1,178	-	1,178	-	
合計	40,428	25,287	-	-	40,428	24,737	15,691	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【入札業務勘定】

【収入】

(単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
手数料収入	91,829	92,385	556	
その他収入金	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	
合計	91,829	92,385	556	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【入札業務勘定】

【支出】

(単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	21,591	-	-	-	21,591	18,334	3,257	-	
役職員給与	20,055	-	-	-	20,055	16,844	3,211	-	
其他人件費	1,536	-	-	-	1,536	1,489	47	-	
租税公課	150	-	-	-	150	7	143	-	
固定資産関係費	20,869	-	-	-	20,869	4,000	16,869	-	
有形固定資産取得費	18,238	-	-	▲ 1,500	16,738	-	16,738	-	
無形固定資産取得費	2,628	-	-	1,500	4,128	4,000	128	-	
修繕費用	3	-	-	-	3	-	3	-	
その他固定資産関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	
運営費	49,219	-	-	▲ 25	49,194	13,882	35,312	-	
支払利息	-	-	-	25	25	25	-	-	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	91,829	-	-	-	91,829	36,250	55,579	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(収入の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【収入】

(単位:千円)

科目	収入予算額(A)	収入決定済額(B)	収入予算額と収入決定済額との差額(B-A)	備考
会費収入	8,606,979	8,611,129	4,150	
会費	17,940	18,328	388	
特別会費	8,589,039	8,592,801	3,762	
退職給付引当金戻入	-	328	328	
その他収入金	-	144,134	144,134	
前年度よりの繰越金	3,598,807	4,574,062	975,255	
合計	12,205,786	13,329,653	1,123,867	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2022年度 収入支出決算書(支出の部)

【左に掲げる業務以外の業務勘定】

【支出】

(単位:千円)

科目	支出予算額(A)	前事業年度からの繰越額(再掲)(B)	予備費使用額(C)	流用増減額(D)	支出予算現額(E=A+C+D)	支出決定済額(F)	翌事業年度への繰越額(G=E-F)	不用額(E-F-G)	備考
人件費	2,206,468	264,209	-	-	2,206,468	1,797,943	408,525	-	
役職員給与	1,824,887	214,312	-	-	1,824,887	1,511,003	313,884	-	
その他人件費	381,581	49,898	-	-	381,581	286,939	94,642	-	
租税公課	5,168	1,926	-	-	5,168	4,650	518	-	
固定資産関係費	6,089,172	1,370,913	-	-	6,089,172	4,277,636	1,811,536	-	
有形固定資産取得費	602,851	110,217	-	-	602,851	485,046	117,805	-	
無形固定資産取得費	5,477,299	734,761	-	▲ 41,000	5,436,299	3,742,935	1,693,364	-	
修繕費用	9,022	18,559	-	41,000	50,022	49,655	367	-	
その他固定資産関係費	-	507,378	-	-	-	-	-	-	
運営費	3,459,910	1,032,368	-	-	3,459,910	2,949,860	510,050	-	
支払利息	36,339	23,655	-	-	36,339	26,677	9,662	-	
予備費	408,729	383,884	-	-	408,729	-	408,729	-	
合計	12,205,786	3,076,953	-	-	12,205,786	9,056,768	3,149,018	-	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
システム開発等に係る経費	5,512	—	5,512	2,675	2,836	2026年度まで
賃貸借経費	2,428	—	2,428	412	2,016	2031年度まで
合計	7,940	—	7,940	3,088	4,852	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) 金額については税込である。

(注3) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2022年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2022事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額はなかった。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	—	—
賃貸借経費	—	—

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給付引当金繰入、電源入札拠出金および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を超えた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

2023年 3月31日 現在

(単位:千円)

科 目	合 計	広域系統整備交付金交付業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定	解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定
資産の部							
流動資産	1,566,898,998	41,657,782	1,505,447,479	53,439	416	14,924,674	4,815,206
現金及び預金	315,387,535	41,657,782	254,446,983	53,287	257	14,924,533	4,304,691
有価証券	1,251,000,000	-	1,251,000,000	-	-	-	-
未収金	120	-	-	-	-	-	120
前払金	30,911	-	-	-	-	-	30,911
前払費用	35,589	-	496	151	159	140	34,641
その他流動資産	444,843	-	-	-	-	-	444,843
流動資産合計	1,566,898,998	41,657,782	1,505,447,479	53,439	416	14,924,674	4,815,206
固定資産	9,279,370	-	977,903	-	-	6,168	8,295,298
有形固定資産	889,507	-	-	-	-	-	889,507
建物	3,633	-	-	-	-	-	3,633
建物附属	175,074	-	-	-	-	-	175,074
器具諸備品	369,498	-	-	-	-	-	369,498
リース資産	335,145	-	-	-	-	-	335,145
一括償却資産	6,154	-	-	-	-	-	6,154
有形固定資産合計	889,507	-	-	-	-	-	889,507
無形固定資産	8,077,038	-	977,903	-	-	6,168	7,092,966
ソフトウェア	5,526,809	-	977,903	-	-	6,168	4,542,737
リース資産	2,550,228	-	-	-	-	-	2,550,228
無形固定資産合計	8,077,038	-	977,903	-	-	6,168	7,092,966
退職給付引当資産	49,383	-	-	-	-	-	49,383
長期投資	263,441	-	-	-	-	-	263,441
投資その他の資産合計	312,825	-	-	-	-	-	312,825
固定資産合計	9,279,370	-	977,903	-	-	6,168	8,295,298
資産合計	1,576,178,368	41,657,782	1,506,425,383	53,439	416	14,930,842	13,110,505
負債の部							
流動負債	1,564,575,761	41,657,782	1,505,669,345	53,439	416	14,874,861	2,319,916
短期リース債務	1,321,834	-	-	-	-	-	1,321,834
未払金	67,747	-	-	-	-	-	67,747
未払費用	1,060,089	-	208,777	-	416	5,890	845,004
預り金	1,562,126,089	41,657,782	1,505,460,568	53,439	-	14,868,970	85,328
流動負債合計	1,564,575,761	41,657,782	1,505,669,345	53,439	416	14,874,861	2,319,916
固定負債	1,538,172	-	-	-	-	-	1,538,172
退職給付引当金	49,383	-	-	-	-	-	49,383
リース債務	1,488,789	-	-	-	-	-	1,488,789
固定負債合計	1,538,172	-	-	-	-	-	1,538,172
負債合計	1,566,113,934	41,657,782	1,505,669,345	53,439	416	14,874,861	3,858,089
純資産の部							
純資産	10,064,434	-	756,037	-	-	55,980	9,252,416
剰余金	10,064,434	-	756,037	-	-	55,980	9,252,416
資本金合計	10,064,434	-	756,037	-	-	55,980	9,252,416
純資産合計	10,064,434	-	756,037	-	-	55,980	9,252,416
負債純資産合計	1,576,178,368	41,657,782	1,506,425,383	53,439	416	14,930,842	13,110,505

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損益計算書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日

(単位:千円)

科 目	合 計	広域系統整備交付金交付業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定	解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定
経常収益							
収益	10,364,214	-	1,462,008	24,171	25,364	96,370	8,756,299
会費収入	8,635,947	-	-	-	25,364	-	8,610,582
退職給付引当金戻入	1,369	-	-	-	-	-	1,369
納付金収入	1,461,407	-	1,437,236	24,171	-	-	-
手数料収入	92,385	-	-	-	-	92,385	-
その他収入	173,105	-	24,772	-	-	3,984	144,348
経常収益合計	10,364,214	-	1,462,008	24,171	25,364	96,370	8,756,299
経常費用							
費用	9,980,770	-	705,970	24,171	25,364	40,389	9,184,874
役員給与	113,178	-	4,179	1,257	804	1,178	105,758
職員給与	1,522,271	-	59,631	13,515	10,819	15,848	1,422,457
退職給付引当金繰入	13,394	-	-	-	-	-	13,394
退職金	54,679	-	1,728	236	374	339	52,000
法定厚生費	247,278	-	6,024	844	1,755	1,171	237,481
一般厚生費	3,286	-	119	36	23	33	3,074
租税公課	5,078	-	416	1	1	7	4,650
減価償却費	4,771,200	-	176,194	-	-	1,382	4,593,622
賃借料	524,307	-	23,297	2,854	2,568	2,656	492,928
委託費	2,535,712	-	432,007	4,724	8,123	17,116	2,073,740
通信運搬費	38,924	-	1,224	359	263	336	36,740
消耗品費	70,540	-	298	88	467	82	69,603
旅費	11,674	-	58	15	11	14	11,574
研修費	12,729	-	421	126	80	118	11,982
雑費	29,099	-	264	78	50	73	28,631
損害保険料	320	-	11	3	2	3	299
支払利息	26,836	-	89	26	17	25	26,677
会費償却	257	-	-	-	-	-	257
経常費用合計	9,980,770	-	705,970	24,171	25,364	40,389	9,184,874
経常利益	383,443	-	756,037	-	-	55,980	▲ 428,574
税引前当期純利益	383,443	-	756,037	-	-	55,980	▲ 428,574
当期純利益	383,443	-	756,037	-	-	55,980	▲ 428,574

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

合計	広域系統整備交付金 交付業務勘定	供給促進交付金交付 業務、調整交付金交 付業務、系統設置交 付金交付業務及び納 付金徴収業務勘定	解体等積立金管理業 務勘定	災害等扶助交付金交 付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外 の業務勘定
1,698,078	0	0	0	0	0	1,698,078

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 勘定区分の区分方法

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(3) 交付金等の状況について

(単位:千円)

勘定名	対象となる拠出金/交付金	期首残高	増加額/異動額			減少額/異動額				期末残高	備考
			当期 受入額	運用益・評価 差額	その他	交付金支出額	事務費支出額	運用損・評価 差額	その他		
広域系統整備交付金交付業務勘定	市場間値差収益 広域系統整備交付金	-	41,657,782	-	-	-	-	-	-	41,657,782	
供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定	供給促進交付金、調整交付金 系統設置交付金、納付金	-	3,057,666,137	10,129	6,212,129	1,556,192,556	706,390	-	1,528,892	1,505,460,557	“その他”は、非化石証書分
解体等積立金管理業務勘定	解体等積立金	-	54,018	-	-	579	-	-	-	53,439	
災害等扶助交付金交付業務勘定	災害等扶助拠出金 災害等扶助交付金	-	990,000	-	-	990,000	-	-	-	-	
入札業務勘定	入札保証金	-	16,562,815	-	-	1,693,845	-	-	-	14,868,970	
上に掲げる業務以外の業務勘定	容量拠出金 容量確保契約金	-	80,246	-	-	-	-	-	-	80,246	

(4) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

有価証券は全て譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

財 産 目 録

2023年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	合計	広域系統整備交付金交付業務勘定	供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務勘定	解体等積立金管理業務勘定	災害等扶助交付金交付業務勘定	入札業務勘定	左に掲げる業務以外の業務勘定
(流動資産)								
現金及び預金	みずほ銀行(東京中央支店) 他	315,387,535	41,657,782	254,446,983	53,287	257	14,924,533	4,304,691
有価証券	譲渡性預金	1,251,000,000	-	1,251,000,000	-	-	-	-
未収金	会費請求分	120	-	-	-	-	-	120
前払金	運用保守チケット(広域システム、スイッチング支援システム)	30,911	-	-	-	-	-	30,911
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	35,589	-	496	151	159	140	34,641
その他流動資産	広域機関システム、容量市場システム 他	444,843	-	-	-	-	-	444,843
流動資産合計		1,566,898,998	41,657,782	1,505,447,479	53,439	416	14,924,674	4,815,206
(固定資産)								
有形固定資産								
建物	事務所内設備 他	3,633	-	-	-	-	-	3,633
建物付属	電気・空調設備 他	175,074	-	-	-	-	-	175,074
器具諸備品	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	369,498	-	-	-	-	-	369,498
リース資産	広域機関システム用機器、OA システム用機器	335,145	-	-	-	-	-	335,145
一括償却資産	什器用具	6,154	-	-	-	-	-	6,154
無形固定資産								
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、再エネ業務統合システム 他	5,526,809	-	977,903	-	-	6,168	4,542,737
リース資産	広域機関システム、OAシステム、容量市場システム	2,550,228	-	-	-	-	-	2,550,228
投資その他の資産								
退職給付引当資産	役員員に対する退職金支払いに備えた預金	49,383	-	-	-	-	-	49,383
長期投資	事務所敷金 他	263,441	-	-	-	-	-	263,441
固定資産合計		9,279,370	-	977,903	-	-	6,168	8,295,298
資 産 合 計		1,576,178,368	41,657,782	1,506,425,383	53,439	416	14,930,842	13,110,505
(流動負債)								
未払金	会員情報管理システム、退職金	67,747	-	-	-	-	-	67,747
未払費用	役員員給与	593,734	-	-	-	-	-	593,734
	その他人件費	119,214	-	-	-	-	-	119,214
	租税公課	61	-	60	-	-	-	0
	賃借料	8,932	-	-	-	-	-	8,932
	委託費	334,249	-	208,717	-	416	5,890	119,224
	通信運搬費	267	-	-	-	-	-	267
	消耗品費	2,425	-	-	-	-	-	2,425
	旅費	763	-	-	-	-	-	763
	雑費	442	-	-	-	-	-	442
預り金	源泉所得税、拠出金・納付金(広域系統整備、再エネ、非化石証書他) 他	1,562,126,089	41,657,782	1,505,460,568	53,439	-	14,868,970	85,328
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム、容量市場システム	1,321,834	-	-	-	-	-	1,321,834
流動負債合計		1,564,575,761	41,657,782	1,505,669,345	53,439	416	14,874,861	2,319,916
(固定負債)								
退職給付引当金	役員員に対する退職金支払いに備えたもの	49,383	-	-	-	-	-	49,383
リース債務	広域機関システム、OAシステム、容量市場システム	1,488,789	-	-	-	-	-	1,488,789
固定負債合計		1,538,172	-	-	-	-	-	1,538,172
負 債 合 計		1,566,113,934	41,657,782	1,505,669,345	53,439	416	14,874,861	3,858,089
純 資 産		10,064,434	-	756,037	-	-	55,980	9,252,416

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更

【該当条文：第15条の9、第15条の10、第15条の12、
第15条の17、第15条の18、
第15条の19（変更）
第15条の10の2（新設）
第15条の4（削除）】

- ・長期脱炭素電源オークションを実施する場合、メインオークションに関する規定を準用する旨規定

2. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更

【該当条文：第138条から第141条（変更）】

- ・電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画を提出する旨規定。

3. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更

【該当条文：第139条（変更）】

- ・一般送配電事業者等は、1時間前取引により電気を販売する場合、発電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和5年4月3日変更</p> <h1 data-bbox="388 722 1187 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1089 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 214 2843 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 722 2573 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2475 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 <u>令和5年4月3日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 <u>業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</u></p> <p>一 <u>次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</u></p> <p>イ <u>火力電源</u></p> <p>ウ <u>原子力電源</u></p> <p>エ <u>再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</u></p> <p>二 <u>次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</u></p> <p>イ <u>再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</u></p> <p>三 <u>次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼をいう。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物</u></p> <p>イ <u>特定抑制依頼</u></p> <p>ウ <u>期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等</u></p> <p>2 <u>業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</u></p> <p>一 <u>業務規程第32条の2第2号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。</u></p> <p>ア <u>前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと(ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)</u></p> <p>イ <u>発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。</u></p> <p>ウ <u>発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</u></p> <p>二 <u>業務規程第32条の2第2号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第156</u></p>	<p>第15条の4 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>号から第3号までのいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること(ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)</u>。</p>	
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(ただし、第15条の7条第2号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</p> <p>2 <u>第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u></p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の22において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>調達オークション募集要綱の参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u></p> <p>一 <u>調達オークション募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)</u></p> <p>二 <u>調達オークション募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)</u></p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(第15条の7第2号及び第3号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の23において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する(第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の23の2において準用する業務規程第32条の12」と、読み替えるものとする。</p>
<p>(供給力確認対象事業者の条件) 第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(供給力確認対象事業者の条件) 第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となったメインオークション募集要綱に定める発動指令電源により供給力を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)</u></p> <p>二 (略)</p>
<p>(アセスメント) 第15条の17 <u>本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。</u></p> <p>二 <u>実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u></p> <p>三 <u>電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。</u></p> <p>四 <u>F I P電源及びF I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I P電源及</u></p>	<p>(アセスメント) 第15条の17 (削る)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>びFIT電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める。)</u>。</p> <p>五 <u>需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認</u> <u>実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</u></p> <p>ア <u>本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画(週間計画)に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</u></p> <p>イ <u>本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</u></p> <p>ウ <u>本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、<u>前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u></p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>	<p>一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、<u>業務規程第32条の34のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>第15条の4第2項第1号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>容量市場における入札ガイドライン(以下この条において「入札ガイドライン」という。)に定める調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>入札ガイドラインに定める調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(電源等差替)</p> <p>第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(電源等差替)</p> <p>第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。<u>なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークションで落札している電源については申込みを行うことはできない。</u></p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 第120条の4第1項第5号に掲げる場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>58 2・3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(広域連系系統の工事が含まれる契約申込み等の報告)</p> <p><u>第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</u></p> <p>二 <u>第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</u></p> <p>三 <u>電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれることが判明した場合</u></p>	<p>(広域連系系統の工事が含まれる契約申込みの報告)</p> <p><u>第91条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u></p>

<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u></p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u></p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
提出内容 需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	(新設)	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
提出内容 需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	(新設)	30分ごとの販売分の計画値		30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	<u>週間計画と同2点の時刻の販売分の計画値</u>

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(新設)

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が1時間前取引により販売する電気又は調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
4 (略)							4 (略)						
別表8-2 発電販売計画等の提出							別表8-2 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	(新設)	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	週間計画と同一2点の時刻の供給電力	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	週間計画と同一2点の時刻の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) 週間計画における翌々に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。						
(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略)							(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略)						
2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、							2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、						

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。							事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。							
四 (略)							四 (略)							
3 (略)							3 (略)							
別表8-3 需要抑制計画等の提出							別表8-3 需要抑制計画等の提出							
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	(新設)	毎日午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前10時(※2) (※3)	毎日午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	(新設)	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の需要抑制電力</u>	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	(新設)	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値	ベースライン	—	—	—	二	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) <u>週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>							
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)							(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)							
第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画)							第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画)							

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
<p>を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、<u>週間計画以前</u>の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>							<p>を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、<u>翌々日計画以前</u>の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>							
(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)							(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)							
別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	(新設)	毎日 17時30分 <u>(※)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 <u>(※1)</u> <u>(※2)</u>	毎日 17時30分 <u>(※1)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	(新設)	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	(新設)	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	(新設)	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力

変更前（変更点に下線）					変更後（変更点に下線）								
供給 区域 調整 力	—	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	（新設）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	供給 区域 調整 力	—	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量（下げ）
（※）提出日が休業日の場合も含む。 （新設）					（※1）提出日が休業日の場合も含む。 （※2）週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。								

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで（第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。）の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電気事業法第28条の5 1第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2022年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を読覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

2022年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2023年5月15日

電力広域的運営推進機関

監事 古城春実 ⑩

監事 千葉彰 ⑩

監査報告書

電気事業法（以下、「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の51第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2022年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、56回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会議を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2022年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の51第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2023年5月15日

電力広域的運営推進機関

監事 古城 春 実 (印)

監事 千葉 彰 (印)